

事業報告

第8期

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

横浜港埠頭株式会社

事業報告

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済を概観すると、米国が良好な雇用・所得環境の継続により景気拡大を維持する一方、ユーロ圏では成長率が鈍化、中国では自動車販売を中心とした個人消費が鈍化するとともに輸出が伸び悩むなど、地域により状況は異なり、米中貿易摩擦や英国 EU 離脱問題などを抱えつつ全体として米国が世界経済をけん引する形で成長が継続しました。

日本経済は、自然災害が相次いだことが景気の下押し要因となりましたが影響は限定的で、所得・雇用環境の改善が続いて堅調に推移しました。

こうした経済情勢のもと横浜港では、完成自動車の輸出が好調に推移し、国際コンテナ戦略港湾政策等の積極的な取組の効果もあって平成 30 年の外貿貨物は 7,828 万トン（輸出入合計）と対前年比 5.6%増加、コンテナ貨物は内外貿合計で 304 万 TEU と 2 年連続の増加となり、平成 24 年以来 6 年ぶりに 300 万 TEU を突破しました。

当社は、港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社と引き続き連携しつつ、自動車や在来貨物を取り扱う当社所有の多目的・ライナーターミナルの管理運営等を行いました。また、横浜港のターミナル再編計画を踏まえたターミナルの機能強化・転換等についても取組を進めました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は 10,292 百万円、営業費用及び一般管理費は 9,266 百万円、営業利益は 1,025 百万円、経常利益は 981 百万円となり、当期利益は 887 百万円となりました。

各事業別の業績は以下のとおりです。

① 外貿埠頭事業

外貿埠頭事業では、横浜川崎国際港湾株式会社との施行協定に基づき、本牧 D-1 号、南本牧 MC-4 号ターミナルの供用開始に向けた建設工事を実施しました。また本牧・南本牧・大黒各ふ頭のコンテナターミナルにある当社所有施設の貸付及び維持管理を実施しました。

大黒 C-1・2 号ターミナル及び大黒 L-1~8 号ターミナルについては、自動車貨物及び一般在来貨物を取扱う当社所有のターミナルとして引き続き管理運営を行いました。大黒 C-1・2 号ターミナルでは照明設備の LED 化を完了し運用を開始しました。

本牧ふ頭 A 突堤内は、機能転換による再整備計画に基づき、本牧 A-6・7 号の一部舗装撤去や本牧 A-6 号管理棟解体工事を実施しました。

また、横浜市港湾局が推進するロジスティクスパーク計画の一環として、進出事業者 1 社と土地交換を実施しました。

多目的ターミナルとして供用している本牧 A - 5 号ターミナルは、在来船着岸隻数が月平均で約 10 隻(年度合計 115 隻)となり、前年度の月平均 7 隻から増加しています。また、固定ヤードも全て事業者に貸し付けており、事業は堅調に推移しています。

シャーシ整理場として運用している本牧 A - 8 号は、構内に照明柱を建設し利便性向上を図ったほか、ロジスティクスパーク計画に基づき区画再編の準備を進めています。

以上の結果、当事業の営業収益は 6,151 百万円となり、営業費用及び一般管理費は 5,126 百万円、営業利益は 1,025 百万円、経常利益は 971 百万円となり、当期純利益は 877 百万円となりました。

② 物流等関連施設管理運営事業

物流等関連施設管理運営事業では、横浜港物流施設の指定管理者として、物流関連施設の使用許可等に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務と施設使用料の徴収事務を実施するとともに、港湾事業関係者のための通勤車両駐車場事業及び横浜港・東京港・川崎港に入港するコンテナ船の入港料徴収事務などを実施しました。

また、「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS 条約)に対応した警備業務委託、急速に発達する低気圧、台風、大雪等の災害時の緊急対応を行い、横浜港の物流関連施設の円滑な管理運営に努めました。これらの業務を実施した結果、当事業の営業収益は 1,014 百万円、営業費用及び一般管理費は 1,005 百万円となり、9 百万円の経常利益となりました。

③ 環境整備基金事業

環境整備基金事業では、横浜市からの環境整備基金の運用益を基に、横浜港の海域環境を保全していく取り組みとして、港内の海底ゴミの収集及び処分を実施し、周辺海域の水生生物育成事業として、ヒラメやカサゴなどの稚魚約 9 万尾を横浜港内で放流する事業を実施しました。稚魚放流では広報活動の一環として、小、中学生等を対象にした稚魚放流イベントを本牧海釣り施設において開催し、併せて環境保全活動に関する募金活動を実施しました。

環境整備基金の営業外収益(運用益)は 9 百万円となり、これらの事業を実施した結果、事業経費は 9 百万円となりました。

④ 建設発生土受入事業

建設発生土受入事業では、主に横浜市内の公共工事から発生する建設発生土について陸上搬入土砂 81 万 m^3 、海上搬入土砂 35 万 m^3 及び浚渫土 1 万 m^3 、合計 117 万 m^3 の土砂の受け入れを計画し、南本牧ふ頭の埋立てに 106 万 m^3 、広域利用土砂として小名浜港等へ 11 万 m^3 を搬出する計画としていました。

実績としては、陸上搬入土砂 88 万 m^3 、海上搬入土砂 34 万 m^3 及び浚渫土 4 万 m^3 、合計 126 万 m^3 の土砂を受け入れて、南本牧ふ頭の埋立てに 87 万 m^3 、広域利用土砂として小名浜港等へ 6 万 m^3 を搬出しました。

この結果、当事業の営業収益は 3,125 百万円となり、一方営業費用及び一般管理費で 3,125 百万円となりました。

	営業収益	経常損益
①外貿埠頭事業	6,151 百万円	971 百万円
②物流等関連施設管理運営事業	1,014 百万円	9 百万円
③環境整備基金事業	- 円	- 円
④建設発生土受入事業	3,125 百万円	- 円
合 計	10,292 百万円	981 百万円

(2) 対処すべき課題

海運業界においては、世界規模での船会社の合従連衡、アライアンスの再編が進み、状況が目まぐるしく変化する一方で、横浜港においても、南本牧での大水深高規格コンテナターミナルの整備や、新本牧ふ頭整備事業の着手、大黒ふ頭 P-3、P-4 ターミナル工事による自動車船受入バースの拡張、山下ふ頭における再開発の進展に伴い、ターミナルの再編・機能転換が進みつつあります。

こうした状況を踏まえ、当社では 3 か年（2018～2020 年度）の中期経営計画に基づき、下記 1～3 の 3 つの戦略の推進と、その戦略を着実に遂行するための「4 経営基盤の強化」を合わせた 4 つの柱の枠組のもとで引き続き各種取組を実施してまいります。

- 1 横浜港の物流施設等の利便性向上推進
- 2 横浜港の機能強化
- 3 横浜港の利用促進
- 4 経営基盤の強化

国や横浜市、横浜川崎国際港湾株式会社及び関係機関・業界の皆様と連携を図りながら、横浜港を取り巻く状況の変化に対応して各種取組を着実かつ迅速に進めていきます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な投資については、下表のとおりとなっております。

事業区分	埠頭名	内 容	実施額
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業		該当なし	
当社単独	大黒ふ頭	防舷材取替、電気防食更新、照明設備更新	199 百万円
	合計		199 百万円

投資にかかる資金調達については、すべて自主財源を充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	平成28年度 (H28. 4. 1～ H29. 3. 31)	平成29年度 (H29. 4. 1～ H30. 3. 31)	平成30年度 (H30. 4. 1～ H31. 3. 31)
営業利益	百万円	△43	△139	1,025
経常利益	百万円	△101	△208	981
当期純利益	百万円	△117	△1,418	887
1株当たり当期純利益	円	△216	△2,622	1,641
総資産	百万円	58,149	57,425	53,797
純資産	百万円	29,524	28,101	28,988

(5) 主要な事業所

本社 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
南部管理事務所 横浜市中区本牧ふ頭1番地1
山下事務所 横浜市中区山下町279番地1
北部管理事務所 横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地

(6) 主要な事業内容

- ・外貿埠頭の建設、貸付及び管理等に関する事業
- ・横浜港物流等関連施設の指定管理及びこれに密接に関連する業務に関する事業
- ・海域環境の保全及び水生生物の維持培養に関する事業
- ・埋立処分地への建設発生土及びその他の土砂等の受入及び処理に関する事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢
75人	△8人	44.48才

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主な借入先

借入先	借入残高
横浜市	16,386百万円
国土交通省	685百万円
金融機関	2,074百万円
合計	19,147百万円

注 上記「金融機関」は、市中金融機関のほか、政策金融機関からの借入です。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式総数 540,611株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
横浜市	540,400株
横浜港運協会	191株
横浜商工会議所	19株
株式会社三井住友銀行	1株
合計	540,611株

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

役 職	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井 文男	
常務取締役	岸村 英憲	
取締役	伊東 慎介	横浜市港湾局長
取締役	藤木 幸太	横浜港運協会 副会長 (藤木企業株式会社 代表取締役社長)
*取締役	日野岳 穰	株式会社商船三井 執行役員
*取締役	栴田 建二郎	一般社団法人日本港運協会 常任理事 (株式会社日新 取締役常務執行役員)
監査役	佐々田 賢一	横浜市港湾局 港湾物流部長
*監査役	杉原 光昭	弁護士

注1 取締役2名(*)は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

監査役1名(*)は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

注2 平成30年6月28日開催の平成30年度定時株主総会において、日野岳穰が社外取締役、佐々田賢一が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。社外取締役の東郷修平、監査役の植松久尚は、同日付で辞任いたしました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動内容
取締役	日野岳 穰	当期開催の取締役会、6回のうち4回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
取締役	栢田 建二郎	当期開催の取締役会、6回のうち6回に出席し、必要な発言を適宜行っています。
監査役	杉原 光昭	当期開催の取締役会、6回のうち6回に出席し、必要な発言を適宜行っています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
役員	5人	10,632 千円	株主総会承認限度額 60,000 千円

注 期末現在の人員は取締役6名、監査役2名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

- イ 取締役については、期末現在無報酬の取締役2名が存在すること。
- ロ 監査役1名については、無報酬であること。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 7,020 千円(税込)
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等

平成23年12月20日に開催した横浜港埠頭株式会社第2回取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための以下の体制等を整備しております。

- (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図っております。特に役員は、高い倫理観と道徳観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動しております。
 - ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとっております。
 - ④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる制度を整備しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
 - ② 会社が保管する情報は、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。
 - ③ 情報資産の適切な取扱いに関し措置すべき体制を整備しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
 - ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えております。
- ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えております。